

ベンチを寄贈して下さる方を 募集しています



千葉市では、道路を快適にご利用いただくとともに、高齢者や障害者にも優しいまちづくりを進めるため、「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」を定め、駅前広場及び歩道へベンチを設置しています。

当計画の趣旨にご賛同いただき、社会貢献の一環でベンチを寄贈していただける方を募集しています。なお、寄贈いただくベンチには、社会貢献へのPRやメッセージを刻んだネームプレートを設置できます。

1 設置場所

ベンチ設置後の幅員が2.0m以上確保できる 歩道

※周辺住民等の了解を得る必要があります

詳しい設置条件は「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」をご覧ください。

<https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/dobokuhozen/benchsettikeikaku-top.html>

2 ベンチのイメージ（参考）

※参考価格は、令和6年2月時点のメーカー聞き取り価格であり、設置工事費用が別途かかります。また、ベンチ本体はメーカー等を拘束するものではありません。

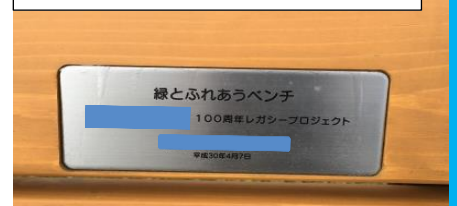


3 ネームプレート

ネームプレート 参考価格 1.8万円

ベンチを寄贈していただいた場合、ベンチの座面や背もたれにネームプレートを設置できます。

- ・プレートの大きさは150mm×50mm
- ・プレートに表示する内容は会社名・寄贈年月日・メッセージ
- ・千葉市広告掲載基準の規定に違反する内容や市が不相当であると認めるものは、プレートに表示できません。市で審査を行い、内容等の変更をお願いする場合があります。
- ・表示する内容に著作物を表示する場合は、著作権者の許諾を得るようにしてください。
- ・表示する内容についてトラブルが発生した場合は、全て寄贈者の責任において対応していただきます。



<寄贈のネームプレートの例>

2000年 寄贈

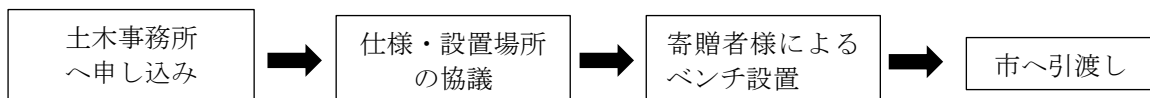
〇〇〇〇 株式会社

私たちは、外出支援やにぎわいづくりを応援します。※

※その他の例文

- ・公共交通機関の利用促進により、CO2削減に貢献します。
- ・人生100年時代を支えます。
- ・ひとやすみ、しませんか。

4 設置までの流れ



5 その他の注意事項

(寄贈者)

- ・千葉市広告掲載基準第4条各号に定める業種を営むもの及び同基準第5条各号に定める内容に類推される又は関連性のある団体は寄贈できません。

(財産の帰属)

- ・設置したベンチの所有権は千葉市に帰属し、一般の方にご利用いただきます。
- ・老朽化等により市が必要と認めた場合は、移設又は撤去することがあります。

ベンチの仕様、設置位置等のご確認は下記の土木事務所までご連絡をお願いいたします。

- | | |
|------------------|--------------|
| ・中央・美浜土木事務所 管理課 | 043-232-1151 |
| ・花見川・稲毛土木事務所 管理課 | 043-257-8849 |
| ・若葉土木事務所 管理課 | 043-306-0967 |
| ・緑土木事務所 管理課 | 043-291-7121 |
| ・土木保全課 | 043-245-5396 |